

アメリカ障がい児教育判例におけるレクリエーション サービス保障認定の論理

堀 田 哲一郎

(受付 2018年10月17日)

I 問題設定

アメリカの障がい児教育では、1975年の全障がい児教育法において、特別な教育の便宜を向上させるための関連サービスとして「移送、言語療法、聴能訓練、心理サービス、理学療法、作業療法、レクリエーション、ソーシャルワーク、リハビリテーションカウンセリングを含むカウンセリングサービス、歩行指導サービス、医療サービス、ただし診断及び評価に限定される」と規定された¹⁾。これらの多様なサービスのうち、レクリエーションは、連邦規則集 (CFR) 第300条34 (11) (i-iv) において、その内容として「余暇機能の事前評価」「セラピューティックレクリエーション (以下“TR”とする) サービス」「学校及び地域社会当局におけるレクリエーションプログラム」「余暇教育」を挙げている。TRとは、特に障がい者や高齢者を対象とし、その治療効果に着目して呼ばれてきたものである。また余暇教育とは、余暇の過ごし方を教えるだけでなく、余暇活動を通して様々な技能、意思決定能力、社会的相互作用能力を身につけさせることも含んでいる²⁾。けれども、アメリカにおいてさえ、法定の関連サービスとして位置づけられたものであっても、すべての種類のサービスがすべての障がい児に保障されているわけではない。ミシェーローソン他 (2010) は、障がい児へのレクリエーションサービスの保障を認めた判例は少ないけれども、訴訟で勝ち取られたレクリエーション療法士の提供していた種類のサービスを挙げている³⁾。本稿においては、そこで取り上げられている二つの判例⁴⁾ において、障がい児に提供するレクリエーションの保障がどのようにして認定されているかの論理構成を解明することを目的とする。

II 二つの判例の検討

1. L. B. ex. rel. K. B. 対ネボ・ユタ州学区事件

この事件の概要は、以下の通りである。1997年に自閉症スペクトラム障がいと診断された子どもの両親が原告となり、学区から提示された特別教育就学前施設における応用行動分析プログラム提供時間に不満で、自費で定型児を対象とした私立就学前施設に子どもを入所さ

せ、学区に対してその授業料を除いた集中的な応用行動分析プログラム及び補助的な助手の費用の支出を求めたものである。第一審の地区裁判所は、学区を支持する判決を下し、原告は上訴した。第二審の控訴裁判所は、第一審の判決を一部支持し、一部棄却し、その意見に一致した裁判手続のために地区裁判所に差し戻すという判決を下した。

さらに事件の経緯を詳細に検討してみる。

当初に学区が申し出た就学前施設における応用行動分析の提供時間は、週当たり 8 から 15 時間であった。これに対して両親は、週当たり 40 時間を求めている。両親が学区から指定された特別教育就学前施設措置を拒否し、自費で子どもを定型児を対象とする私立就学前施設に入れたのは、1998年10月10日のことであった。

その子どもは、週当たり 35 から 40 時間の集中的な応用行動分析プログラムを受け、私立就学前施設での週当たり 10 授業時間を含んでいた。その後親は、学区に対して、私立就学前施設での授業料を除いた、集中的な応用行動分析プログラム及び補助的な助手の費用を支出することを要請した。1998年10月28日の個別教育プログラム会合で、両親は、学区の提案した個別教育プログラムの目標に概して同意したけれども、特別教育就学前施設での一対一応用行動分析サービスの週当たり 10 時間提供措置と、8 時間分だけの費用を支出するという学区の申し出に不同意を表明した。1998年11月、両親は、特別教育就学前施設措置に不満で、子どもが私立就学前施設に加えて集中的な応用行動分析プログラムを受けていなければ、退行すると感じていたと学区に伝えた。

1999年1月に、両親は、学区に適正手続聴聞に提起する意志を示す文書を送付した。その後、学区は、一対一応用行動分析を週当たり 15 時間に増やすという申し出をした。1999年5月に、両親は、学区からの、子どもへの一対一応用行動分析の週当たり 15 時間の私費負担個別指導者に支出するという申し出を受入れた。

1999年12月に、学区は、自閉症担当者であるメリッサ・ジェナウを派遣し、一度目は彼女の統合就学前施設で、二度目は彼女の家庭応用行動分析プログラムで K. B. を観察した。就学前施設での観察に基づき、ジェナウは、その子どもが十分に自立していなかったと考えた。彼女は、すべての学習環境のなかで、家庭での措置が最も大きい制約であるとみなされると証言し、特別教育就学前施設が他の障がい児の存在にもかかわらず、その子どもの教育的及び発達のニーズに合致していたことを述べた。しかし、彼女は、その子どもが特別教育就学前施設の自閉症児の誰よりも、高機能であったことを認めた。その子どもは、彼女の補助的な助手及び集中的な家庭での応用行動分析プログラムの援助を以て、彼女の統合就学前施設で非常に良い学業上の進歩をなした。

補助的な助手は、その子どもの一対一応用行動分析達成が私立就学前施設において維持されることを保証するために不可欠であった。その子どもが学校で不適応な行動をするときに

はいつでも、彼女を適切な反応に促した。加えて、補助的な助手は、その子どもが改善を必要とした領域についての家庭における情報を仲介し、応用行動分析プログラムの家庭における部分はその子どもの施設で必要とした技能に焦点を当てることを保証していた。1999-2000 学校年度の間、その子どもは、補助的な助手への依存度をだんだんと低下させていった。

両親の専門的助言者であるジェームズ・マリック博士は、学区の提案した家庭での応用行動分析治療の週当たり8時間が、自閉症児にとって「治療として効果がない」と証言した。さらにマリック博士は、家庭での応用行動分析の週当たり40時間が関連した時間でその子どもに勧告されていたことを証言した。同様に、その子どもの相談者であるスティーブン・ミカルスキーは、週当たり30から40時間の応用行動分析プログラムが最も望ましいが、自閉症児にとっては十分であろうと証言した。ジョン・マックイーテン博士は、その子どもの応用行動分析相談者で、カリフォルニア州のロバース診療所で指導的な応用行動分析科学研究を行う際に大学院生として援助していたが、週当たり30から40時間が応用行動分析の最低限の療法的段階とみなされていると意見を述べた。ロバース診療所では、早期の応用行動分析介入の週当たり10時間しか受けなかった子どもの大多数が、統合教育に成功できなかったという見解が出されている。

他方でマリック博士は、応用行動分析治療の12から15時間までだけで進歩した子どもを知っていることを認めた。学区の専門的助言者であるアネット・ジェローム博士は、その子どもが特別教育就学前施設在籍時に関連して、一対一応用行動分析の週当たり10から12時間までと同じほど進歩をなしたと意見を述べた。別の専門的助言者は、週当たり40時間モデルがすべての自閉症児にとって活用されるわけではなく、必要な介入段階が各々の子どもにとって異なることを証言した。ジェナウは、1997年9月から12月の間に、その子どもが応用行動分析プログラムの週当たり12時間を受けるだけであったとき、その子どもが多くの技能を習得し、有意な進歩をなし、そのプログラムから教育的成果を得たことを証言した。ジェナウはまた、その子どもが一対一応用行動分析の週当たり8から10時間に加えて、特別教育就学前施設での週当たり10時間を以て「非常に良い達成をなした」であろうと意見を述べた。

何人かの証人は、その子どもに提供されたサービスを論議していたとき、学区の限られた資源に言及していたけれども、学区職員は、どのサービスをその子どもに提供すべきかを経費で決定したわけではなかったことを特に証言していた。学区の特別教育コーディネーターのアレン・ガーニーは、「われわれに十分な金がないので、われわれが[その子どもの十分な集中的な応用行動分析プログラムに支出することを]しなかった」と証言した。学区は、「サービスを提供するための決定には、経費は決して関係せず、単に経費関連のために特別なサービスを提供しないであろうとは、決して言わなかった」ことを第二審で主張した。聴聞官は、学区がその子どもへの特別教育就学前施設措置を示唆する際に経費を考慮したという

あらゆる調査結果を示さなかった。それにもかかわらず、証拠により、その子どもの補助的な助手及び集中的な応用行動分析プログラムが年当たり50,000から63,800ドルかかることがわかっていた。学区の全体的な就学前予算は、年当たり360,000から400,000ドルであることがわかっていた。つまり、その子ども一人にかかる金額が学区の全体的な就学前予算に比して占める割合が大きいとみなされたのであろう。

適正手続聴聞で提示された証拠により、定型児と統合されなかった自閉症児が進歩しなかったことがわかっていた。専門的助言者は、統合環境がより自立を高め、社交技能を改善し、将来の通常の機能の機会を高める傾向にあるので、自閉症の性質が概して、またその子どもの弱さが特に、そのような環境を特別に十分に適するようにすることを証言した。その子どもは、実際に私立就学前施設での典型的に発達した仲間との相互作用において進歩していた。

対照的に、専門的助言者は、その子どもが特別教育プログラムから成果を得なかったであろうと証言した。その子どもが障がい児の不適応行動を模倣し、その子ども自身の不適切な行動への不十分な介入を受けていたという危惧のために、特別教育就学前施設の大部分の障がい児全体がその子どもに退行を引き起こす可能性があったと考えられる。特別教育就学前施設の子どもは、様々な障がい及び幅広い範囲の機能する能力を有していた。応用行動分析講師の一人は、その子どもの技能を改善するためにその子どものニーズに提供された特別教育就学前施設が、その子どもにとって不適切な措置であったと証言した。

しかし、特別教育就学前施設の教師は、不適応な行動の子どもがいることよりも特別教育就学前施設で「より良い役割モデル」があり、その子どもが特別教育就学前施設で適切な役割モデルから成果を得ていたことを証言した。学区の専門的助言者は、特別教育就学前施設が「非常によく」その子どものニーズに合致していた適切な環境であったと証言した。学区の証人の一人は、欠損した言語的スキルのある子どもの存在が、その子どもに有害には影響しなかったであろうと証言した。

その学区では、定型児と統合された就学前施設を有していなかった。その就学前施設のすべては、いくつかの典型的な子どもを編入しながら、特別教育に焦点を当てた混合された環境であった。特別教育就学前施設の子ども全体は、大部分男性であった。典型的に、就学前の少年の社会的相互作用は、同様の年齢の少女のそれよりも洗練されていない。専門的助言者は、その子どもが私立就学前施設のように、より社会的性別の均衡の取れた環境においてより良い進歩をなし、そこではその子どもが少女の行う、より発達的に複雑な社会的相互作用に触れていた。その子どもは、そのような社会的性別不均衡にもかかわらず、特別教育就学前施設から教育的に成果を得ていたのであろう。

その子どもの適正手続聴聞を主宰した聴聞官は、スティーブン・ヒラセ博士であった。ヒラセ聴聞官は、別の学区の教育次長である。ジュナウの証言に基づき、彼は、当該学区が最

小制約環境要件に違反しなかったと結論づけた。彼は、その子どもが私立就学前施設で個別教育プログラム目標に関して進歩していた証拠を提示することを両親が怠っていたと結論づけた。さらに、彼は、その子どもの専門的助言者が応用行動分析週当たり30から40時間を必要としており、それらの時間のうち10時間は、定型児と統合された私立就学前施設で過ごしていたと証言していたので、その子どもが家庭での応用行動分析プログラムの20または30時間だけを必要としていたと主張した。彼は、そのため、その子どもが家庭での応用行動分析プログラム化の週当たり40時間を要件としなかったことを見出していた。

1999年12月に、両親は、その子どもの集中的応用行動分析プログラム及び補助的な助手の経費への償還を求めるための行政的適正手続聴聞を要請した。両親は、1997年10月2日から1999-2000年度の就学前施設年度の終わりの日までの支出への償還を要請した。適正手続聴聞は、2000年3月、5月、7月に開催された。

両親は、ヒラセ聴聞官の資格を剥奪するために行動した。関連して、ヒラセ聴聞官は、学区の自閉症専担当者、メリッサ・ジェナウを任用したのと同じジョーダン学区において仕事をしていた女性と結婚した。両親は、それらの女性が互いに知り合いであったことを強く主張した。ヒラセ聴聞官は、その主張を否定し、その子どもの適正手続聴聞を主宰した。彼は、1998-1999年度及び1999-2000年度の個別教育プログラムが最小制約環境においてその子どもに無償の適切な公教育を提供していたと結論づけていた。

両親は、そこで州への連邦地区裁判所における苦情を提起し、ヒラセ聴聞官の決定の検討を求め、とりわけ、障がい者教育法の手続的及び実質的の両方の違反を申し立てた。手続的な障がい者教育法請求では、ヒラセ聴聞官に先入観があったため、その子どもが公平な聴聞を否定されたという理論を前提としていた。両親はまた、州教育委員会の聴聞官一覧が「学区の利害と一致して」いたので、公平な聴聞官を保証することができなかったと主張した。両親は、その子どもの補助的な助手及び集中的な応用行動分析プログラムに関する支出のために、償還するための補償的な損害と同様に、経費及び弁護士費用を求めた。私立就学前施設授業料への請求はなされなかった。

関係者は、略式判決への反対動議を提起した。地区裁判所は、ヒラセ聴聞官の決定を支持し、学区への略式判決を交付した。その際に、地区裁判所は、特別教育就学前施設措置がその子どもへの最小制約環境であり、両親が障がい者教育法の下で1997-1998年の間、個別教育プログラムに不十分な償還に資格を付与されなかったとを推論した。地区裁判所はまた、ヒラセ聴聞官が障がい者教育法の手続的保護または修正第14条の適正手続条項の違反において、その子どもに対して先入観をもたなかったと結論づけた。両親は判決を不服として上訴した。

連邦法令集第28編第1291条に従った管轄権を行使しながら、控訴裁判所は、判決理由を以

下のように説明した。その子どもが障がい者教育法の違反において公平な聴聞を否定されていたという上訴人の主張は無効である。ヒラセ聴聞官は、彼の客観性と抵触するであろう個人的または専門的な利害を有しなかった。障がい者教育法は、適正手続聴聞を行うことから「聴聞において彼もしくは彼女の客観性と抵触するであろう個人的または専門的な利害を有しているあらゆる人」を禁じていると解釈されてきた。その女性が互いにちょうど知っていたという証拠は何もないので、ジェナウと同一の学区におけるヒラセの妻の単なる任用は、抵触する利害を構成しない。そのため、その子どもは、障がい者教育法の意味内で公平な聴聞を否定されなかった。以上の理由により、控訴裁判所は、ヒラセ聴聞官が、障がい者教育法の意味内で公平であったと結論づけた。原告の訴えの一部が棄却されたのは、ヒラセ聴聞官の適格性に関する部分である。

また同判決では、その子どもが、定型児と統合された私立就学前施設から学業的にも非学業的にも両方で有意に成果を得ており、私立就学前施設での成績は、適切な教育の法的基準を遥かに上回っていたことを高く評価し、特別教育就学前施設がその子どもにとっての最小制約環境ではなく、学区が、その子どもに最小制約環境を提供することを怠ることによって、障がい者教育法に違反していたとも述べ、私立就学前施設において提供されていた応用行動分析及び補助的な助手の費用の償還に関して資格を付与されていること、また、合理的な弁護費用及び訴訟経費を受領することに適格であると判示した。

以上のように、本判決では、応用行動分析というセラピューティックレクリエーションサービスの一形態の提供時間を多く保障されるということだけではなく、定型児と統合された環境が、子どもの成果を高めたことが評価されたことで、原告勝訴につながったものとみることができよう。

2. ジェインズ対ニューポートニュース公立学校事件

この事件の概要は、以下の通りである。

2歳のとき自閉症と診断された子どもの両親が原告となり、子どもが学区の教育プログラムにおける進歩がみられなかったことに不満で、公立学校プログラムを離脱し、私立のロバース応用行動分析プログラムに移した後、親の権利について学び、適正手続聴聞を要請し、学区が障がい者教育法の手続的、実質的な違反に関与していたことを申し立てたところ、学区の要請により、州検討官が削減を決定したため、地区裁判所に訴えたものである。第一審の地区裁判所は、原告を支持する判決を下し、被告は上訴した。第二審の控訴裁判所は、第一審の判決を支持する判決を下した。

さらに事件の経緯を詳細に検討してみる。

子どもの自閉症を診断した小児神経科医の助言に従って、両親は、自閉症児のために特に

構想されたプログラムの「ペースイズ」と契約した。ペースイズは両親に、その子どもが地方公立学校組織からの申し送りを必要としていたことを伝えた。1993年10月8日に、両親は、公立学校から特別教育サービスへの申し送りを要請しており、12月15日に事前評価過程を始めていた。そのとき、母親は、親の権利について助言を受けないまま、「検査への同意」に署名した。1994年2月18日に、学校職員は、その子どもを特別なサービスに適格であるとみなし、個別教育プログラムを作成する会合を開催した。両親は、この会合の通知を受け取ったが、出席しなかった。学校は、その子どもがペースイズに登録されるという小児神経科医の勧告を認識していたけれども、2月の個別教育プログラムは、就学前障がい児を教育するためのプログラムにその子どもを措置することを規定していた。学校は、両親に2月の会合に関して出欠について尋ねたり、摘要書による説明をすることもしなかった。両親は、郵便でその子どもの個別教育プログラムの適格性の通知を受け取り、個別教育プログラムに署名し、親の権利の助言様式の受け取りを証明しながらも、二人共決してそのような様式を受け取らず、適正手続聴聞への両親の権利について、別の方法で伝えられていないと主張した。1994年5月末の学校年度において残り2週間しかないときに、学校は、同年2月の個別教育プログラムを実行に移すことを怠っていた。その間に両親は、その子どもの2月の個別教育プログラムが実行に移されるように、学校に繰り返し連絡した。学校は、両親の要請を無視するか、否定するかのいずれかの対応をしていた。1995年10月に、学校は、2回目の個別教育プログラム会合を開催し、母親が出席した。学校は、2月の個別教育プログラムに挙げられた小目標の多くを決して導入しなかったけれども、説明抜きにその子どもに利用可能なサービスを削減した新しい個別教育プログラム（10月の個別教育プログラム）を公式化した。母親は、10月の個別教育プログラムに署名したけれども、学校は、後で母親が知ることなく変更した。1995年1月17日に、その子どもが就学前障がい児を教育するためのプログラムにおいて何も進歩していないことを理解した後、両親は、公立学校プログラムからその子どもを一方的に離脱させ、私立のロバース応用行動分析プログラムに移した。1996年後半に、両親は、適正手続聴聞において、個別教育プログラムを論議するための権利を有していたことを学んだ。1997年1月14日に、両親は、聴聞を要請し、学校が障がい者教育法の手続的、実質的な違反に関与していたことを申し立てた。地方聴聞官は、学校が両親の聴聞への権利を通知することに失敗し、その調査結果に基づいて、適用可能な1年間限定の法令を知らせたことがわかった。学校は、障がい者教育法において示された手続に従うための失敗のパターン及び実践に関与していたので、地方聴聞官は、両親に教育経費に117,979.78ドルを以て保障することを学校に命じた。学校は、州検討官に要請を行い、州検討官は、地方聴聞官の決定を支持したが、1年間限定の法令が、両親の適正手続聴聞を要請した1997年1月14日に先立って、あらゆる経費から両親を保護していたという結論に基づいて、報酬を削減した。両親は、地

区裁判所において十分な金額の回復を求めて提訴した。

控訴裁判所は、次のような説明をしている。裁判所は、両親に利用可能な訴訟の理由だけが1995年7月1日以後に確立したと考えた。学校による障がい者教育法の違反のために、両親は1996年のあるときまで聴聞権に無知なままでいたことがわかったので、裁判所は、1995年7月1日以後に負わされた教育的経費に償還されることを両親に認めた。学校は、両親を支持した本法廷の要約判決を懇請している。1995年7月1日施行のバージニア州の個人的傷害訴訟への限定法令 (statute of limitations for personal injury actions) は、1年間から2年間に延長され、その日付以後に確立している訴訟の理由に適用可能であった。学校は、第一審の地区裁判所が限定法令の適用に誤りのあったことを最初に争っている。障がい者教育法の下で提起された訴訟への限定の適切な期間は、1995年7月1日前に確立した請求には1年間、その日付以後に確立した請求には2年間である。第一審の地区裁判所は、1995年7月1日に先立って確立された請求が妨げられているけれども、それらが2年の限定期間内で起こるので、その日付以後に起こるあらゆる要求が訴訟可能であると考えた。控訴裁判所はそこで、あらゆることが1995年7月1日後に確立したかどうかを判定するための両親の要求を分析した。控訴裁判所は、聴聞を要請するための権利及び手続の通知をする失敗を申し立てる請求が、2年間の限定法令内に起こったと決定した。裁判所は、両親への通知を受け取る瞬間が、その行為が起こった瞬間であることを見出した。1996年におけるあらゆる日付が2年の限定期間に起こるために、この請求が訴訟可能であると結論づけた。学校は、両親の適正手続要請に関する限定期間が、1994年10月10日 (個別教育プログラム第2回会合の日付)、または最近では1995年1月17日 (両親が就学前障がい児を教育するためのプログラムからその子どもを動かした日付) に発効が始まった。両親は、これらの日付のいずれかの1年以内に適正手続聴聞を要請しなかったため、学校は、両親が償還への請求から妨げられていると主張していた。概して、損害が訴訟可能であるという知識は、その損害が起こったときの決定に関連しない。両親は、学校が適正手続聴聞への権利を知らせることを怠ったので、そのような聴聞によって遡及権を求めるための機会を奪われたと訴えている。両親が聴聞への権利を有していたことを学んだのは、学校がそのような権利を両親に知らせる義務を有していたことを学んだときであったといえる。地区裁判所は、地方聴聞官の実際の調査結果の基礎となる証拠を独立して検討し、1996年まで両親が適正手続聴聞への権利を認識していなかったことを正確に見出した。記録により、両親が決して親の権利様式を理解せず、別の方法で権利を知らされなかったという行政の一貫して、説得的に証言していたことを示している。これらの調査結果が記録によって支持されていたことを適切に判定した。

応用行動分析プログラム参加への償還の適切性については、(1) 州は、障がい者教育法において示された手続を以て編集してきたか、(2) 個別教育プログラムは、その子どもに教育

的利点を受けることを可能にさせるように合理的に算定されているかという二つの質問を基に、障がい者教育法の手続的要件に合致することに失敗し、公立学校が無償の適切な公教育を提供することに失敗したとみなした。

控訴裁判所は、学校が両親に適正手続聴聞への権利を通知することに繰り返し失敗したという地区裁判所の調査結果に同意するので、これらの手続的違反がその子どもに無償の適切な公教育を提供することに失敗したとみなした見解を肯定している。

償還は、学校が無償の適切な教育を提供することを怠ったことと、両親の措置が障がい者教育法の下で適切であったことの両方を見出すことに関してだけ適切である。控訴裁判所は、記録により、応用行動分析におけるその子どもの措置が適切であったという判定を支持しているので、償還を肯定している。フランク博士は、応用行動分析がその子どもの成長及び発達に非常に明確な影響を有していることを報告し、複数の言語療法士がその子どもの改善に関して報告していた。

地区裁判所は、地方聴聞官の償還授与を回復させたが、出訴期限法によって禁止されたように、1995年7月1日に先立って受けた経費を控除することによって、その額を削減した。控訴裁判所は、要約判決が提起されるまで、学校が償還授与の額を要求することを怠ったので、そのような論議を放棄してきたと結論づけた。

障がい者教育法が、地区裁判所に新しい証拠を聴くことを許可しているのは、そのような証拠が行政当局の前に提示されることができなかつたことに限定されていると、控訴裁判所は考えている。この訴訟において、要約判決の採用に先立つあらゆるときにその授与額を要求することを怠ったために学校に責任を求め、学校は何も弁解を述べていない。控訴裁判所は、学校が授与額を争う機会に先立って戦術的な決定をなし、行政訴訟において、結びを繕うことを禁止していたことを正確に見出した。地区裁判所の判決は、これによって確認された。

以上のように、本判決では、応用行動分析というセラピューティックレクリエーションサービスの一形態の提供が子どもの成長及び発達にとって有効であることだけではなく、学校が両親に適正手続聴聞への権利を通知することに繰り返し失敗したという手続的違反が認定されたことで、原告勝訴につながったものとみることができよう。

Ⅲ ま と め

以上のように、二つのレクリエーション保障の権利を認めた判例を検討していくと、必ずしもそのレクリエーションが子どもに与える効果だけで勝訴を得たというわけではなく、統合された環境や適正手続聴聞への権利の保障という全障がい児教育法制定以来の原則が十分

に担保されていなかったことが、学校側の敗訴につながったのだとみることができる。したがって、法定の関連サービスとして位置づけられたものでありながら、必ずしも保障されている事例が難しい種類のものは、そのように、全障がい児教育法制定以来の原則と密接に関連づけながら、訴訟において勝ち取っていくという戦略が求められていると言えよう。

[註]

- 1) 最新の連邦法 PL108-446の第602条（連邦法令集第20編第1401条（26）に「関連サービス」の説明として、以下のように叙述されている。
（A）概して、「関連サービス」の用語は、移送や、障がい児に特別な教育から便宜を得ることを援助するために要件とされるであろうような発達の、矯正的、その他の支援的サービス（言語療法及び聴能訓練サービス、通訳サービス、心理サービス、理学及び作業療法、TRを含むレクリエーション、ソーシャルワークサービス、障がい児に無償の適切な公教育を受けることを可能にさせるために構想された学校看護師サービス、リハビリテーションカウンセリングを含むカウンセリングサービス、歩行指導サービス、医療サービス、ただし、そのような医療サービスは、診断及び事後評価目的だけのためであろうことに限られる）を意味し、子どもにおける障がい状況の早期判定及び事前評価を含む。
（B）除外。その用語は、外科的に移植される医療器具またはそのような器具の取替を含まない。（<http://idea.ed.gov/download/statute.html>）
- 2) 堀田哲一郎（2002）「1990年代初頭のアメリカにおける余暇教育の成果と課題——The Best of the Therapeutic Recreation Journal: Leisure Education.（1993）をてがかりとして——」『鹿児島国際大学福祉社会学部論集』第3・4号，pp. 33-41。
- 3) Mische Lawson, L., Coyle, C. P. & Ashton-Shaeffer, C.（2010）*Therapeutic Recreation in Special Education: From legislation to practice*. American Therapeutic Recreation Association, p. 18.
- 4) 以下の判例の内容は、各々のウェブサイト等で閲覧することができる。
Jaynes v. Newport News Public Schools（4th Cir. 2001）[Service: Natural Language Search]
L. B. and J. B. ex rel. K. B. v. Nebo UT School District（10th Cir. 2004）[<http://caselaw.findlaw.com/us-10th-circuit/1105001.html>]

Summary

The logic of recreational service security certification in the American educational lawsuit for children with disabilities

Tetsuichiro Horita

Mische Lawson et al. (2010) cite the type of service that was won in litigation in guaranteeing recreational services for children with disabilities. In this paper, I aim to clarify the logical composition of how the guarantee of recreation provided to children with disabilities is certified in the two cases that are taken up there. Considering the cases that recognized the rights of two recreational assurance, it is not necessarily the case that the recreation gained prejudice just by the effect that the recreation gives to the child, but it can be seen that the fact that the principles, the right to the least restricted environment and the due process procedure hearing, since the establishment of the Education for All Handicapped Children Act was not sufficiently secured led to the losing of the school side. Therefore, it is said that a strategy is demanded while being regarded as a legally relevant service, the kind of cases that are not necessarily guaranteed in the lawsuit, closely associating with the principles since the establishment of the Education for All Handicapped Children Act.